平成２６年（フ）第１３３４号
長野県塩尻市大字大門868番地72　上條マンション101、開始決定時長野県木曽郡木曽町開田高原西野6321番地809
破産者　中井　勝之
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７２１号
大阪府八尾市渋川町４丁目３番17号
破産者　蓬田　一範
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９８６号
大阪市西成区玉出東２丁目２番27号　玉出ハイツ21―510号
破産者　山本　春喜（旧姓中橋）
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７７５号
兵庫県芦屋市高浜町４番２―232号
破産者　中野　起作
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７７７号
堺市東区大美野８番地33　マンション宝寿202号、前住所長野県大町市大町2424番地４
破産者　荒木富士男
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９２１号
大阪府箕面市桜２丁目11番６号、前住所大阪府池田市渋谷１丁目10番５号
破産者　馬場　温子
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９２２号
大阪市生野区桃谷４丁目15番22号
破産者　水無瀬聡夫
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９７８号
神戸市北区緑町８丁目１番10―802号
破産者　平田真之介
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０６９号
大阪市東淀川区南江口２丁目２番１―803号
破産者　鈴木　淑美（旧姓神谷）
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０８０号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目４番16―702号
破産者　喜井　行夫
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０５号
岡山県津山市大田122―１、開始決定時の住所岡山県津山市沼49番地12
破産者　金田　　均
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第２９５号
北九州市若松区白山２丁目10番７―502号
破産者　河野菜穂子
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３４３号
北九州市小倉北区大門１丁目１番１―506号
破産者　中井美佐子
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２２号
山形県米沢市泉町２丁目１番72号ライフステージM’ｓ―205号室、前住所山形県米沢市城南４丁目２番20号
破産者　田村　竜也
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第３２号
埼玉県熊谷市江南中央３丁目９番地12
破産者　小林　英久
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１７３号
埼玉県東松山市加美町６番37号、旧住所埼玉県東松山市大字松山1951番地４
破産者　工藤　　均
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１００９号
神奈川県茅ヶ崎市浜須賀８番13号　メルヴェール湘南102
破産者　藤井　千里
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０６４号
横浜市戸塚区原宿１丁目53番８―101号
破産者　森　きよ子
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０６７号
横浜市泉区弥生台58番地の１
破産者　今村　公隆
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１１２号
横浜市中区松影町２丁目７番地７　大正館309号室、開始決定時の住所横浜市戸塚区前田町520番地１　ふれんでぃ東戸塚362号
破産者　坂井　義明
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部